

○ 法 務 省  
国 土 交 通 省 令 第 一 号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二十七条第二項の規定に基づき、宅地建物取引業者営業保証金規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

法務大臣 金田 勝年

国土交通大臣 石井 啓一

宅地建物取引業者営業保証金規則の一部を改正する省令

宅地建物取引業者営業保証金規則（昭和三十二年法務省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p>
<p style="text-align: center;">(営業保証金の還付)</p> <p>第一条 宅地建物取引業法(以下「法」という。)第二十七条第一項の権利の実行のため供託物の還付を受けようとする者は、国土交通大臣に対し、同項に規定する宅地建物取引業者と宅地建物取引業に關し取引をした者(以下「取引をした者」という。)がその取引をした時において宅地建物取引業者に該当しないことを確認する書面の交付を申請しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、法第二十七条第一項の取引が平成二十九年三月三十一日以前にされた取引であるときは、前項中「同項に規定する宅地建物取引業者と宅地建物取引業に關し取引をした者(以下「取引をした者」という。)」がその取引をした時において宅地建物取引業者に該当しないこと」を「同項の取引が平成二十九年三月三十一日以前にされたものであること」とする。</p> <p>3 第一項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第一号の申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 第一項の申請にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 取引をした者を確認することができる書類</p> <p>ロ 取引をした者が法人である場合においては、その取引をした時における当該法人の登記事項証明書</p> <p>二 法第二十七条第一項の取引がされた年月日を確認することができる書類</p> <p>三 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書</p> <p>四 申請者が個人である場合においては、住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>五 その他第一項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項及び次条において同じ。)の確認を行うために必要な書類</p> <p>4 国土交通大臣は、第一項の確認をしたときは、遅滞なく、様式第二号の確認書を申請者に交付しなければならない。</p> <p>第二条 前条第一項に規定する供託物の還付を受けようとする者は、供託規則(昭和三十四年法務省令第二号)の定めるところによるほか、同条第四項の確認書及び様式第三号の通知書三通を供託所に提出しなければならない。</p> <p>第三条 〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">〔条を加える。〕</p> <p style="text-align: center;">(営業保証金の還付)</p> <p>第一条 宅地建物取引業法(以下「法」という。)第二十七条第一項の権利の実行のため供託物の還付を受けようとする者は、供託規則(昭和三十四年法務省令第二号)の定めるところによるほか、別記書式の通知書三通を供託所に提出しなければならない。</p> <p>第二条 〔同上〕</p>

第四條 前条の通知書を受け取った国土交通大臣又は都道府県知事は、その一通に、様式第三号の奥書の式による記載をし、これを当該供託者たる宅地建物取引業者に送付しなければならない。

(法第二十八条第一項の日の指定)

第五條 [略]

(営業保証金の保管替え)

第六條 [略]

[条を削る。]

(営業保証金の取戻し)

第七條 [略]

第八條 [略]

第九條 第七條第一項又は第二項の公告をした場合において、供託物の取戻しをしようとする者が供託規則第二十五条第一項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書類は、次の各号に掲げる書類をもって足りる。

一・二 [略]

第十條 [略]

(権限の委任)

第十一條 この省令に規定する国土交通大臣の権限(第一条に規定する権限を除く。)は、当該宅地建物取引業者が免許を受けた地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

様式第一号(第一条関係)

(A4)

確認書交付申請書

宅地建物取引業法27条第1項の権利の実行のための供託物の選付を受けたので、添付書類を添えて

第三條 前条の通知書を受け取った国土交通大臣又は都道府県知事は、その一通に、別記書式の奥書の式による記載をし、これを当該供託者たる宅地建物取引業者に送付しなければならない。

(法第二十八条第一項の日の指定)

第四條 [同上]

(営業保証金の保管替え)

第五條 [同上]

第六條及び第七條 削除

(営業保証金の取戻し)

第八條 [同上]

第九條 [同上]

第十條 第八條第一項又は第二項の公告をした場合において、供託物の取戻しをしようとする者が供託規則第二十五条第一項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書類は、次の各号に掲げる書類をもって足りる。

一・二 [同上]

第十一條 [同上]

(権限の委任)

第十二條 この省令に規定する国土交通大臣の権限は、当該宅地建物取引業者が免許を受けた地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

[様式を加える]

宅地建物取引業者営業保証金規則第1条第4項の確認証の交付を申請します。

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 住所  
氏名  
電話番号 

申請に係る取引に関する事項

取引の相手方である宅地建物取引業者の 商号又は名称及び住所並びに免許番号	
宅地建物取引業者と宅地建物取引業に 関し取引をした者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び住所)	
取引がされた年月日	

様式第二号 (第一条関係)

(A4)

確認書

年 月 日付で貴殿から申請のあった件について、宅地建物取引業者営業保証金規則第1  
条第4項の規定により、下記 

1
2

 であることを確認しました。

年 月 日

【様式を加える】

殿

国土交通大臣

印

記

- 1 宅地建物取引業法27条第1項に規定する宅地建物取引業者と宅地建物取引業に関し取引をした者が、その取引をしたときにおいて宅地建物取引業者に該当しないこと
- 2 宅地建物取引業法27条第1項の取引が平成29年3月31日以前にされた取引であること

確認に係る取引に関する事項

取引の相手方である宅地建物取引業者の商号又は名称及び住所並びに免許番号	
宅地建物取引業者と宅地建物取引業に関し取引をした者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び住所)	
取引がされた年月日	

様式第三号(第二条関係) (用紙の寸法は、日本工業規格A列4番とする。)

通 知 書				
還付金額	名称	枚数	総額面	券面額、回記号及び番号
還付有価証券				
還付振替国債		站	柄	金額
還付年月日				
債権額				

別記書式(用紙の寸法は、日本工業規格A列4番とする。)

通 知 書				
還付金額	名称	枚数	総額面	券面額、回記号及び番号
還付有価証券				
還付振替国債		站	柄	金額
還付年月日				
債権額				

債権発生の原因たる事実			
供託者の氏名又は名称及び住所			
※供託年月日			
※供託番号			
※供託金額			
※供託有価証券	名称	枚数	総額面
	銘柄		券面額、回記号及び番号
※供託振替国債			金額
供託所名			
上記供託物について頭書のとおり還付を受けたから通知する。	年	月	日
	住所	氏名	印
	債権者		
	地方整備局長		
	北海道開発委員長		
	あて		
	北海道府県知事		
奥書の式			
上記のとおり供託物の還付があつたため、貴方の営業保証金に金何円の不足を生じたから、この通知書を受け取つた日から2週間以内に上記不足額を供託されたい。	年	月	日
	地方整備局長		
	北海道開発委員長		
	あて		
	北海道府県知事		
	印		

注1 還付有価証券及び供託有価証券の欄には、振替国債を除いたものについて記載すること。  
注2 ※の付してある欄には、数回の供託に係る供託物につき還付を受ける場合は、それらを連記すること。

債権発生の原因たる事実			
供託者の氏名又は名称及び住所			
※供託年月日			
※供託番号			
※供託金額			
※供託有価証券	名称	枚数	総額面
	銘柄		券面額、回記号及び番号
※供託振替国債			金額
供託所名			
上記供託物について頭書のとおり還付を受けたから通知する。	年	月	日
	住所	氏名	印
	債権者		
	地方整備局長		
	北海道開発委員長		
	あて		
	北海道府県知事		
奥書の式			
上記のとおり供託物の還付があつたため、貴方の営業保証金に金何円の不足を生じたから、この通知書を受け取つた日から2週間以内に上記不足額を供託されたい。	年	月	日
	地方整備局長		
	北海道開発委員長		
	あて		
	北海道府県知事		
	印		

注1 還付有価証券及び供託有価証券の欄には、振替国債を除いたものについて記載すること。  
注2 ※の付してある欄には、数回の供託に係る供託物につき還付を受ける場合は、それらを連記すること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

### (経過措置)

第二条 この省令の施行前に改正法による改正前の法第二十七条第一項に規定する権利について、この省令による改正前の宅地建物取引業者営業保証金規則第一条及び供託規則第二十二条の規定により払渡請求がされた営業保証金の還付については、なお従前の例による。